

醒悟園の思想と信仰

——近世日蓮宗教學の研究より——

小 野 文 瑠

はじめに

醒悟園とは近世日蓮宗の修行者本妙日臨律師（一七九三—一八二三）が、一八二〇年（文政三）に身延山の山中に設立した道場である。日蓮宗では、律師、和上という称号は余り用いられない。それは教団の宗義から考えて当然のことであるが、近世に至ってある特定の法脈の高僧にこの呼び名がごく自然に用いられるようになった。その法統の弟子が師匠を戒律の師、授戒の和上として尊称したのが始まりであろうが、日蓮宗宗門史の中で定着してしまっている。ちなみに、日蓮宗では〈和上〉はワジョウと律宗の発音に従い、天台宗のカジョウという読みはとっていない。この点からも、日蓮宗成立の思想とは異質な戒律尊重の教風を窺い知ることができ。本日はその日蓮宗では珍しい持律主義の思想とそこから展開された信仰の様相について考察してみたい。

一、近世日本仏教界における持律派の興隆

まず近世江戸期前半の仏教界の動向の中で特筆できる戒律主義の勃興について概観してみたい。

。一六〇二年 明忍・慧雲・友尊、高山寺にて自誓受戒（戒律復興）

。一六六一年 草山元政、京瑞光寺にて自誓受戒（日蓮宗草山復興起）

。一六七二年 妙立慈山、近江坂本にて自誓受戒（天台宗安楽復興起）

。一六七三年 覚彦浄嚴、河内観心寺にて自誓受戒（如法真言復興起）

。一六七六年 信阿忍激、和泉浄福寺にて自誓受戒（浄土律興起）

西大寺流の明忍・慧雲・友尊三人の樺尾での自誓受戒は、

辻善之助先生の『日本仏教史』にも、「遂に自誓受戒して律学を再興した……我邦律宗中興として称賛せらるる」と評されているごとく、近世仏教の戒律復興の口火を切る快挙であったようである。律宗といっても一宗派を言うのではなく、彼等の起した槇尾平等心王院は各宗の戒律尊重者の根本道場となつたようで、仏教の宗教的基盤としての戒律の学派と解する方が妥当であらう。

この明忍等の事蹟についての資料で最も確かなものは、日蓮宗で草山律（法華律）を提唱した深草の元政（一二三—一六六八）の「槇尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記」のようである。元政はその記の末に、「嗚乎於法滅之日再見比丘儀相者豈非律師之續一也」と戒律中興の偉業を称えるのである。ところが、この元政と同時代の日蓮宗の宗学者啓蒙日講（不受不施派）は、その著の中で、

近年深草ノ元政草山集ノ中ニ槇尾ノ始祖明忍律師行業ノ記ヲ造テ慧雲・友尊（此ノ二人元法華宗徒、大仏供養ノ砌練意春門ト同時ニ改派ノ人也）ト意ヲ合テ律家ノ中興セル趣ヲ述タリ。是又応時法華妙戒ノ妖孽ナリ。元政記造レル事定テ臨時ノ強請ヤム事ヲ得サル故ナルヘシトイヘトモ、宗家律国賊ノ義ヲ忘却セル事遺慮ナキニアラス

と、日蓮宗の律国賊の折伏を忘れた軽率な行為であると批難をしているのである。ここに摂受か折伏か、という近世日蓮

宗の抱えた最大の教義的問題が浮き彫りにされてくるのであるが、日蓮宗の不受不施派と身延派の教義論争は他日に譲り、ここでは仏教界全体の視野からこの文を検討すると、大変興味ある事実に関心を向けざるを得ない。それは明忍とともに南京律を復興した慧雲・友尊の律師が日蓮宗の脱宗者であるということである。これは元政も慧雲を元法華宗と記していることからまちがいはないであらう。日本仏教宗派の中で、真宗と並んで、末法無戒・信心正因を掲げる在家主義的教団である日蓮宗から、僧道復古、戒律堅持の叫びが起つたということとは、それ程当時の仏教界が乱れていたことの証左ではないだろうか。もちろん日蓮宗固有の教団情況（教団分裂、法華一揆、不受不施事件）があつたことも確かである。元政の草山律などは日蓮宗徒の偏狭的な言動が仏教精神に反するのではないかとの反省の上に起つたものと見る事ができる。

しかし、同じように、大乘菩薩戒の本来である天台宗に、四分律をあえて唱えた妙立慈山。真言律に具足戒を兼ねて如法真言宗を鼓吹した覚彦浄嚴。八斎戒を自受し八誓願を立てて、不断斎戒念仏道場をめざした信阿忍激。その他曹洞宗の宗統復古を成し遂げた円山道白。庶民的な禪戒を普及させた臨済の白隠慧鶴等の活躍をみれば、この傾向が一日蓮宗の動きというよりは、全仏教界の共通の課題であつたことが窺え

る。彼等はそれぞれ日本仏教の再建をめざしたのであり、仏教の覚醒運動と位置づけることができるであらう。一樣に持戒運動に赴いたのは、仏教者としての良心、誠実さではなかったか。

二、日蓮宗持律派の法脈

ここである日蓮宗とは身延山を総本山とする狭義の意味の日蓮宗であるが、その伝統論では、近世初頭に組織・教学を再編成した日重・日乾・日遠を中興三師とみている。一如日重（一五四九—一六二三）は、不受不施派祖日興との論争より、不受不施を排する新時代の日蓮宗の方向を定めた教団指導者であるが、教条的・破邪的な前代の日蓮教学を修正して合理的・内省的な仏教学の中の宗学を模索した教学者であった。その思想から戒律を重視する事戒実践の主張と体験が営まれるのである。この門下が名実共に近世日蓮宗を形成していった。その中心となったのが心性日遠（一五七二—一六四二）とその法弟である。

日遠は日重の持戒論の面も継承し、一六二〇年、身延大野山で自誓受戒している。そして天台の『梵網疏』と伝教の『授菩薩戒儀』によって『自誓受戒作法』一卷を著した。この思想的系譜に連なるものが、京鳴滝に庵を結んだ中正日護（一五八〇—一六四九、本覺日英（一五八四—一六四七）の鳴滝

派、深草に称心庵（瑞光寺）を構えた元政の草山派といふことが出来る。

叙曰戒也是万善之本諸行之源也。雖大小乘正像末之異、舍之何由哉。

元政は門下に制して清規を定め、求道の要諦に持律を説くのである。「夫万物依地而住、万法依戒而立。戒者其吾道之地乎」と。元政の法華律は思想的には妙立・靈空の安楽律と同じく、四分律を取り入れた南山律疏に基づく持戒思想がその根底にあるが、その特徴は涅槃經の扶律談常の精神を正面に据えた三学分修にある（『如來秘藏錄』）。そしてその具体的な律儀の多くが天台の止観と禪宗の清規類によっている事實は『草山清規』から確かめられよう。ただし、その『草山要路』第一に〈起信〉を置き、「仏法如海唯信為能入」と、信心正因を貫ぬいていることは、この草山律、ひいては近世日蓮宗持律派の眞精神を明しているのではないだろうか。

元政の法灯は律宗から転じて草山に入門した慧明日燈（一六四七—一七一七）によって守られたが、その後、「草山独自の家風を形成したのであるが、惹ては戒律至上主義に傾き、いつしか法華の根本精神が没却されるに至った」と評されるところと沈滞したようである。日燈滅後百年、元政を慕って草山の門に入った東方の隠者がいた。二十三歳の本妙日臨である。本妙日臨によって再び日蓮宗に戒律が宣揚されるに至る。

のである。本妙は元政の思想行動を再唱追駁して身延に醒悟園を開いたが、その持律思想を検討すると、草山律と區別すべき教學的見地が明らかになってくる。次項で考究したい。

醒悟園の本妙の弟子で加賀に充治園を創したのが優陀那日輝（一八〇〇—一八五九）である。近世日蓮宗教學の大成者と稱され、近代日蓮宗の生みの親と目される日輝は、日重—日遠—元政—本妙と続く日蓮宗の持律派、語を代えれば倫理的實踐派の系譜に連なるものである。彼等の称心庵、醒悟園、充治園、鶏溪精舎（日輝の弟子日薩が江戸駒込に開いた学舎）は、当時の公の教育機関である檀林に較べれば私塾である。しかし、檀林にあき足らない全国の俊秀が彼等を慕って笈を負い、彼等もまた檀林教育に対する批判をもつて積極的に子弟教育を行ったので、当初の隠棲者の庵が学林のごとき体なをしていき、檀林に対抗する学園研鑽の場となつていったのである。^③

拙子事因資助飯高檀林玄義迄昇進致し候。然ニ少々存より有之、勤學一向ニ仕度候ニ就、世事を去り候て身延山中ニ引籠申候。但し世難を恐れて摂受道に入しには無御座候。^④

これは師の許しもなく飯高檀林を退檀した時の本妙の手紙であるが、檀林を世事として、勤學一向のために隠棲した旨が記されている。当時の日蓮宗の檀林が昇階立身の名利を求める傾向に支配され、法類閥の母体となつたことは知られて

いるが、真摯な求道者は勤學一向を志して山林に分け入つたのである。

これらの道場は学問のみを考究していたのではなく、教団の僧儀僧風の規範を掲げて、厳しい僧道の確立をめざしていたのであつた。日重以来の事戒重視の教風が脈々と流れていたと評されよう。ただし、宗門の体制側からは常に異端の白眼視を受けざるを得なかつた。本妙日臨は教団幹部の師匠からは破門同様に扱われ、庵を結んだ身延山から一度は追放されており、身延山当局は醒悟園以後も彼を危険視してやまなかつた。^⑤充治園の日輝もまた、金沢の日蓮宗寺院からあまりに激しい行學の故をもつて異端として加賀藩に訴えられていた。^⑥

その後、この法脈は、充治園の学頭から教団の最高責任者、初代管長になつた新居日薩（一八三〇—一八八八）によつて、教団の表舞台に躍り上り、正統派、正統教學と權威づけられてしまふのであるが、もともとは本山や法類、宗教や僧階官職から離れ、教団の内にあつて、清淨に法華經を信得し、ていこうとする行道者のグループであつたのである。

草山開祖の立意は、宗門の表をば諸山之官僧に任て、草山之一派は宗門の内法を相統する意にて候。是を表具の表装蔽とすら打とに譬られて候。^⑦

本妙日臨の草山の教風の解説である。

三、醒悟園の成立とその意義

江戸幕府の統治政策から生まれた檀家制度によって、仏教が形骸化し、寺院僧侶の墮落が蔓延して、近世後期の強硬な排仏論を引き起したことは周知の事実であるが、この時代にも戒律を復興することによって仏教を蘇生させようとした運動が各宗に起っている。一例を挙げれば、有名な真言宗の慈雲飲光で、一七九七年、河内の高貴寺に戒壇を築いて正法律一派の本山とし、近世仏教界に大きな影響を与えている。醒悟園もその仏教復興運動の一つと評価が下されるのではないかと考えている。

一八一八年四月八日、本妙日臨は能勢金井道場で本門自誓受戒の大相を整え、「妙法本円総別二戒」を自誓して受得した。その正受戒の文に

弟子謹敬白本師久遠実成釈迦牟尼仏、本地難思妙法蓮華經、本地地涌上行菩薩、文殊師利菩薩、弥勒菩薩等尽虚空界一切三宝。我今於三宝所一求受妙法本円本地仏戒。如此大戒者久遠如来之所護持、本化菩薩之所傳來、具一切戒、撰一切善。所謂人天五戒十善小乘二百五十戒、菩薩三聚淨戒十重禁四十八輕、及迹門大戒三如来衣坐室戒身口意誓四安樂行戒等尽在其中矣（中略）如来誠諦之語深信受之。我弟子今受得大戒、自今已往尽未來際設墮地獄受無量苦、終不毀謗諸仏正法、能受持之。

この儀相、教義を翌年『本門自誓受戒作法草案』一卷として著している。この書の始めに日蓮宗の受戒の歴史が述べられ、その勸請の本尊等より教学的解説が加えられている。前述した日蓮の『自誓受戒作法』と比較すると、本妙が「本門自誓受戒」と称した教学的立場が明瞭になる。日蓮の儀相は全く天台宗の受戒作法に則って日蓮の教義を見出すことができない。元政を始めとする草山派の自誓受戒もまた、本妙は本迹一致と弁明しているが、日蓮宗独立の思想的裏づけは薄弱なようである。

近世仏教は教団としての教学の整理体系化が計られた時で、各宗派のいわゆる〈宗学〉が確立されていくのであるが、日蓮宗では「台当同異（天台家と当家の教学的同・異）」の科目が盛んに論じられた。近世日蓮宗教学の課題は天台教学の超克にあったといってもよい。元政はその烽火をあげた先駆者であったが、日蓮宗宗学を樹立するには至らなかった。

元政の意を継いで日蓮宗の宗学を台学から独立させたのは、一妙日導（一七二四—一七八九）である。一七八五年に著わされた『祖書綱要』二十三卷によって、始めて日蓮宗の教学が組織化・体系化されたと評されている。その『綱要』に「本迹二門円戒異相章」が設けられ、本門自誓受戒が論じられている。実はこの『綱要』の思想を実践したのが本妙であ

る。本妙は『綱要』の洗礼を受けて日蓮教学に目覚め、その信体験を仏道修行の目的とした様子がうかがえる。元政の跡を追っても、その思想は本門に立脚し、本門の行儀、研学からの草山継承であった。ここに草山と別立する醒悟園の意義が存すると思われるのである。

此節之草山の風、野生の心には叶不申候故、延山へ帰候^〇

草山を後にして身延に戻った本妙は波木井山中に勝地を求め、小庵を建てて、四月八日、奉安した釈尊像に額づいて数人の弟子と共に開堂式を挙げた。法華經寿量品の「心遂醒悟」から「願^ハ醒^ツ悟^ハ無始三毒^ハ三見^ハ本有三仏^ハ矣」と醒悟園と名づけたのである。二十八歳の時である。

醒悟園は本妙の唱える〈本門律〉の実践道場である。草山律や安楽律に対して、本門法華の立場から本門戒をたて、

末法は無戒の時也と云て持戒をきらふは經文と御書との修煉たらざる故なるべし^〇

と末法の日蓮門下に持戒をすすめるのである。その戒法は、本門の妙法を戒体とし、釈尊を戒師、上行日蓮を伝戒師として、本門戒を受戒する。本門戒に総別二戒あり、総戒は万戒を具する南無妙法蓮華經の仏戒、別戒に本門十重禁戒（不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不酤酒、不說四衆過罪、不自讚毀他、不慳貪、不瞋恚、不謗三宝）を始めとする余の諸戒、この別戒も、「仏道を求人々々は心かけて此十重禁を力の及ぶほとに

持ちて、正行の妙法をたすけ修行すべき也」と強調するのである。

しかし、この本門律は十分展開されずに終わってしまった。醒悟園はわずか三年でその主を亡くしてしまったからである。本妙は懇請された水戸檀林の能化職を断りきれず、水戸慧日律庵に赴き、講義すること四ヶ月、三十一歳の若さで遷化してしまった。醒悟園は発足まもなく解散せざるを得なくなったのである。ところが、わずかな期間といえどもその道念堅固な求道の姿勢は、弟子門下に強烈な印象を与えたように、四方に散った本妙の同志が、やがて律師の精神を継いで、教団の自浄運動に挺身していくのである。

排仏論がどのように構築されようとも、仏教教団に慈雲や本妙が出るかぎり滅びるはずはないであろう。慈雲の教えは明治維新期に浄土宗の福田行誠、真言宗の釈雲照によって敷衍せられ、本妙の教えは新居日薩や山本日諦によって教団を越えて弘められた。彼等が廃仏毀釈後の仏教界を建て直したことは周知の通りである。

四、醒悟園の信仰宗学

〔行—三学分修〕近世持律派の行学の拠所に戒・定・慧の三学分修の思想が見受けられる。戒を立てる理由も戒乘の四句であてはめれば、持律派の諸師は一樣に宗祖達の「戒緩乗

「急」の思想に対して、〈戒乗俱急〉の立場をとったということができる。一如日重の文に

事ハ戒理ハ乗也。乗戒俱急ハ諸行ノ中ニ最上ト云也⁽¹³⁾

とあるが、宗祖日蓮の『四信五品抄』にいう

仏正制止^{（一）}戒定二法^{（二）}一向限^{（三）}慧一分。慧又不可^{（四）}堪以^{（五）}信代^{（六）}慧。信一字^{（七）}為^{（八）}證。

の「以信代慧」の教説を承知してなおかつ戒乗俱急を最上とし、広学主義ともいふべき慧学の修行を自己に課すのは、宗祖への背反というよりは、「以信代慧」のその信の証明の行為ではなかったろうか。少くとも仏祖への信仰心がなければ三学分修など実践できるはずがないのである。本妙の三学分修も情熱的な日蓮信仰の上に成りたっていた。定学は観心行、観心は「信心の唱題を名けて観となす」と唱題となり、慧学もまた、「以信代慧の慧とは何物ぞ。答、一切の慧も通ず、当家の意は、慧とは仏智見なり、菩薩以下の智慧を取らず。御義口伝の三世諸仏の智慧を、一遍の題目に受持す、是は慧なり」と唱題をその真髓に定めている。戒・定・慧三学各々妙法受持としながら、事戒をいい、観心の定を求め、一切経拝読の願行を終世持したということは、敬虔な仏道成就の信のしからしむるところといわざるを得ないのではないだろうか

〔教一三大秘法論〕 醒悟園の教義の骨子はその三大秘法論

にある。本妙の『本化別頭教観撮要』一卷に十分言い尽されているとみる。その宗学を一言で表わせば〈信仰宗学〉とよべるのではないかと考えている。自己の信仰を論理化しようと努めているとみることもできるし、日蓮の教義を自己の信仰体験の中から整理しようとしたともいえる。そのため客観的な教相よりは観心という主観的な法門を重視し、日蓮の遺文の依用にも文献学的に問題がある観心主義的遺文に偏向している面が窺える。本門本尊論、本門題目論は一妙日導の説を継承し、その至った結論は、信行唱題の行者の己心に本尊を見、その本尊の体を南無妙法蓮華經の題目と定めるといふことになるのであろう。本門戒壇論は事壇説に即して示せば、宗祖が再びこの世に出現して一國同帰の統一戒壇を建立するといふ、満の戒壇を理想とするも、立宗以来今日まで經を安置して信行唱題してきた各処の道場を分の戒壇とし、各々自誓受戒せよといふ築壇受戒の主張である。⁽¹⁴⁾

〔証一唱題成仏〕 醒悟園の安心証道の教えは唱題成仏論であり、唱題の行者即身是仏とまで言わんとする。これは至心に唱題を続けた本妙の感得した境地かもしれない。また日蓮の御書を末法の妙經と信じたその御書信仰から導きだされた結論とも考えられる。近世の江戸町人の間に隆盛した講の祖師信仰・題目信仰が本妙の思想形成の基盤にあり、それらの信徒を導くための教学研究鑽が、直截的な成仏論に向わしめた

と考えられるのである。⁽²⁾

おわりに

醒悟園の影響とその後については、拙稿「近代日蓮宗における充洽園教学の意義」⁽³⁾を参照されたい。本妙の宗学論については、望月歆厚著『日蓮宗学説史』、執行海秀著『日蓮宗教学史』で論及されており、参考にさせていただいた。肝心な本妙の思想面が十分解明できなかったが、これは次の機会に譲りたい。醒悟園の行儀が先年なくなられた日本山妙法寺の藤井日達上人に大きな感化を与えたことを、御本人の言として付記しておきたい。

- 1 第八卷近世編之二 一七頁
- 2 『艸山集』巻二七、日蓮宗全書本一二〇頁
- 3 『録内啓蒙上』巻一〇、日蓮宗全書本五〇一頁
- 4 日蓮の有名な四箇格言の一つ、『与建長寺道隆書』には「念仏者無間地獄業禅宗天魔所為 真言亡国惡法 律宗国賊妄説」とある(『昭和定本遺文』四三〇頁)
- 5 日蓮は『末法燈明記』の末法無戒説を受けて持戒よりも信を強調する。「正像既に過ぎぬれば持戒は市の中の虎の如し」(『昭和定本遺文』六七九頁)
- 6 「艸山要路」(『艸山拾遺上』四五頁)
- 7 「如来秘蔵録序」(同一五九頁)
- 8 執行海秀著『日蓮宗教学史』二二九頁
- 9 拙稿「庵林宗学の系譜」(『日蓮教学研究所紀要』第五号所

醒悟園の思想と信仰(小野)

収)で論及した。

- 10 「身延山中より長谷信徒に与ふる書」(『本妙日臨律師全集』二〇四頁)

- 11 「異流を建立せんがため」身延にきたと疑われている(『臨全』一八五頁)

- 12 拙稿「優陀那日輝」(『近代日蓮教団の思想家』所収) 参照

- 13 「某尊者に上る書」(『臨全』一八六頁)

- 14 「本門自誓受戒作法草案」(『臨全』一二九頁)

- 15 拙稿「本門自誓受戒について」(『印仏研究』二八一)で考察した。

- 16 前掲「某尊者に上る書」

- 17 「本門十重禁戒の事」(『臨全』一一七頁)

- 18 「見聞愚案記」巻五 本満寺本 一九五頁

- 19 「昭和定本遺文」一二九六頁

- 20 「与薩庵書」(『臨全』一六五頁)

- 21 「本化別頭教観撮要」(『臨全』九三頁)

- 22 拙稿「本妙日臨律師の研究」(『大崎学报』一三二号所収) 参照

- 23 「印仏研究」三五一 所収

△キーワード▽ 持律派、醒悟園、本門律
(立正大学助教役)